東北管区警察局懲戒審査委員会に関する訓令

昭和４５年１１月１６日　東北管区警察局訓令第２号

改正　平成１３年　東北管区警察局訓令第５号
平成２１年　東北管区警察局訓令第３号

（目的）

第１条　この訓令は、「警察庁職員の懲戒に関する訓令（昭和２９年警察庁訓令第１４号。以下「訓令」という。）に基づき、東北管区警察局懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の組織）

第２条　委員会は、委員長および委員若干名をもって組織する。

２　委員長は、東北管区警察局長の職にある者をもってあてる。

３　委員長に事故あるときは、東北管区警察局総務監察・広域調整部長の職にある者が代理するものとする。

（委員の指名）

第３条　委員は、東北管区警察局総務監察・広域調整部長、情報通信部長、総務監察・広域調整部首席監察官、総務監察・広域調整部警務課長及び総務監察・広域調整部監察課長並びに東北管区警察学校長の職にある者をもってあてる。

（書記の指名）

第４条　書記は、総務監察・広域調整部監察課課長補佐の職にある者をもってあてる。

附　則

この訓令は、昭和４５年１１月１６日から施行する。

附　則（平１３．３．３０東北管警訓５）

この訓令（警察庁組織令等の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平２１．３．３１東北管警訓３）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。